省　令

○法務省厚生労働省令第二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九条第六号及び第九号（これらの規定を同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

法務大臣　三好　雅子
厚生労働大臣　加藤　勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）	（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）
第十二条　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。	**第十二条**　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。
［一～十二　略］	［一～十二　同上］
十二の二　企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、過去一年以内に、申請者又は監理団体の責めに帰すべき事由により技能実習生の行方不明者を発生させていないこと。	
［十三・十四　略］	［十三・十四　同上］
2　［略］	2　［同上］
（技能実習生の待遇の基準）	（技能実習生の待遇の基準）
第十四条　法第九条第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。	**第十四条**　法第九条第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
四の二　技能実習生に対する報酬を、当該技能実習生の指定する銀行その他の金融機関に対する当該技能実習生の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該技能実習生に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしていること。	
五　［略］	五　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	［号を加える。］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八条第一項及び第十一条第一項の認定の申請に係る同法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、なお従前の例による。

○文部科学省令第四号

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第四十一条の規定に基づき、及び同法を実施するため、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

文部科学大臣　萩生田光一

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部改正）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを加える。

改正後	改正前
（助成業務方法書に記載すべき事項）	（助成業務方法書に記載すべき事項）
第十五条　助成業務方法書に記載すべき事項として法第二十五条第四項第一号で定める助成業務の方法は、次に掲げる事項毎に記載するものとする。	**第十五条**　［同上］
一～六　［略］	一～六　［同上］
七　法第二十三条第四項に規定する減免資金（以下この号において「減免資金」という。）の交付の対象、手続その他減免資金の交付に関する事項	［号を加える。］
八　業務委託の基準	七　業務委託の基準